

「(仮称)新阿蘇にしはらウインドファーム環境影響評価準備書」 に係る熊本県知事意見

環境影響評価書の作成及び事業の実施にあたっては、次の事項について十分に勘案すること。

〔全体事項〕

- (1) 事業の実施にあたっては、事業計画や動物・植物・生態系等に関する情報について、地域住民や関係市町村に対して情報公開や説明等を行い、地域住民や関係市町村の理解が得られるよう努めること。

〔水環境〕

- (1) 送電線の埋設工事の実施にあたっては、出水期を避けるなど、濁水の発生を抑制する対策を講じること。

〔動物・植物〕

- (1) 風力発電機の設置基数が10基から4基に減少するが、新設風力発電機の回転域の面積の合計は既設風力発電機よりも増えており、鳥類やコウモリ類の衝突の可能性が懸念される。

このため、バードストライク等への環境保全措置の検討にあたっては、例えばレーダー技術や赤外線カメラの活用など、新たな対策や知見についての情報及び既存事業の情報を収集するとともに、供用開始前から導入が可能な対策についても検討を行い、導入が可能な場合は環境保全措置として講じること。また、供用中においても同様に対応すること。

- (2) 重要な植物であるキスミレ等の移植にあたっては、移植先での他の植物との競合による影響についても配慮するとともに、専門家の意見を聴いたうえで、慎重に実施すること。

〔景観〕

- (1) 事業実施区域周辺の鳥子地区の草原は「阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観」の重要な構成要素として国の重要文化的景観に指定されており、本事業では風力発電機の設置基数が10基から4基に減少するが、1基あたりが大型化するため、景観が異なる状況になると考えられる。

このため、事業の実施にあたっては、風力発電機が大型化することについて地域住民や関係市町村等へ十分に説明等を行うこと。

〔その他〕

- (1) 本事業は熊本地震の発生前から稼働している風力発電事業のリプレースであるため、事業の実施にあたっては、事業実施区域及びその周辺における断層や亀裂体などの熊本地震による影響に関する情報を収集し、事業計画と照らし合わせるなど、立地場所の安全性を確認すること。